CONEXIO

人をつなぐ、価値をつなぐ

第25期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時　2022年６月22日（水曜日）
午前10時30分
（受付開始 午前10時）

開催場所　東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
神谷町トラストタワー２階
トラストシティ
カンファレンス・神谷町
※議決権行使期限は2022年６月21日（火曜日）
午後６時までとなります。

会場変更　昨年と開催場所を変更しております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。

■ 決議事項

第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件

・新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえて、株主の皆様におかれましては、当日のご出席について慎重にご検討いただきますようお願い申しあげます。
・株主総会の模様についてライブ配信及びオンデマンド配信を行います。詳細は、７～8頁をご確認ください。

コネクシオ株式会社

証券コード：9422

人をつなぐ、価値をつなぐ

私たちが目指すこと（存在意義）

**私たちは、一人ひとりの想いを大切に、
お客様の感動を生み出し
安心で快適な暮らしと社会の実現に貢献します**

私たちが大切にすること（経営姿勢）

一人ひとりが主役
私たちは、自主・自律する一人ひとりが
互いを尊重し合う環境を育みます

つなぐよろこび
私たちは、自らの成長を原点に、つながるすべての人々へ
よろこびの輪をひろげ、信頼の絆を深めます

社会を担う責任と誇り
私たちは、暮らしとビジネスのライフラインを担う
責任を深く自覚し、誇りとします

私たちの判断や行動のよりどころ（行動指針）

私たちは、お客様のために

主体的に
自ら考え、自律的に行動し、新しいことに挑戦します

フェアに
高い倫理観をもって公正に行動します

誠実に
感謝を心に刻み、素直な心で行動します

チームワークのもとに
多様性を活かし、高い成果を生み出します

現場を起点に
お客様接点である現場を大切に、発想し行動します

考え、行動します

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

ここに第25期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申しあげます。

当社を取り巻く事業環境は、新しい通信規格である５Ｇ対応端末の普及拡大や、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会の実現を目的としたデジタルデバイド（情報格差）解消の取り組みが開始された一方で、通信キャリア間の料金値下げ競争は激しさを増し、当社が事業活動を展開するキャリア代理店ビジネスは厳しい環境を迎えております。

環境変化が著しい携帯電話業界において、当社はこれまでも現場起点に根付いた変化への対応によって難局を乗り越えてきました。引き続き、スピードを上げて変化に対応し、新しい取組みに注力することで、企業理念に込めた「人をつなぐ、価値をつなぐ」という付加価値をより一層高め、企業価値向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申しあげます。



代表取締役社長

直田 孝

目　次

第25期定時株主総会
招集ご通知…… 3
株主総会の詳細をご確認いただけます。

株主総会に関するご留意事項
議決権行使のご案内…… 4

ライブ配信・オンデマンド配信に
関するご案内…… 7

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に
関するご案内…… 8

株主総会参考書類…… 9
株主総会での決議事項をご確認いただけます。

第１号議案 **剰余金の配当の件**
第２号議案 **定款一部変更の件**
第３号議案 **取締役８名選任の件**
第４号議案 **監査役１名選任の件**
第５号議案 **補欠監査役１名選任の件**

事業報告…… 26
当事業年度の取組みなどについて掲載しております。

計算書類…… 51

監査報告書…… 54

証券コード　9422
2022年６月６日

株　主　各　位

東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
コネクシオ株式会社
取締役社長　直田　宏

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年６月21日（火曜日）午後６時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　**2022年６月22日（水曜日）午前10時30分（受付開始：午前10時）**

2. 場　　所　東京都港区虎ノ門四丁目１番１号　神谷町トラストタワー２階
トラストシティ　カンファレンス・神谷町
（昨年と開催場所を変更しております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。）

3. 株主総会の目的である事項

報告事項　第25期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告及び計算書類の報告の件

決議事項　**第１号議案　剰余金の配当の件**
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

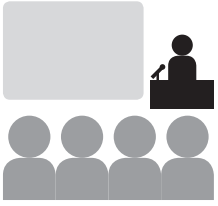
株主総会に関するご留意事項

1．当社は、法令及び定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
・計算書類の個別注記表
なお、監査役及び会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している個別注記表となります。
2．株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
3．本招集ご通知及び添付書類並びに本招集ご通知の英語訳は当社ウェブサイトでもご覧いただけます。
4．本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に当社ウェブサイトに開示いたしました。
5．議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

当社ウェブサイト **https://www.conexio.co.jp** コネクシオ 検索

議決権行使のご案内

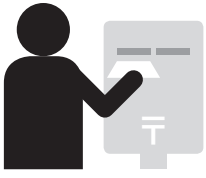
株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様１名に限るものとさせていただきます。）
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。

株主総会開催日時	2022年６月22日（水曜日）午前10時30分

株主総会にご欠席の場合



書面にて行使いただく場合
同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限	2022年６月21日（火曜日）午後６時到着分まで



インターネットにより行使いただく場合
議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

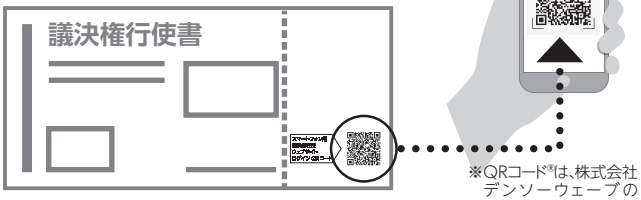
行使期限	2022年６月21日（火曜日）午後６時まで

機関投資家の皆様は、株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用頂くことが出来ます。

「スマート行使」によるご行使

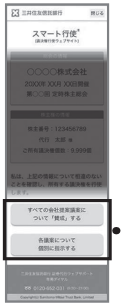
①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下**「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」**をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

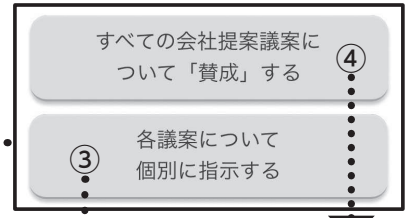


※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

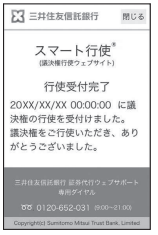


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④全ての会社提案議案について「賛成」する



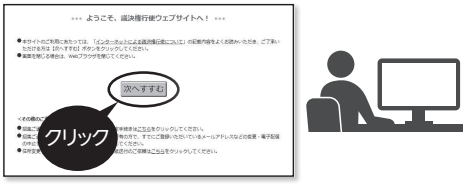
確認画面で問題なければ**「この内容で行使する」**ボタンを押して行使完了!

> 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

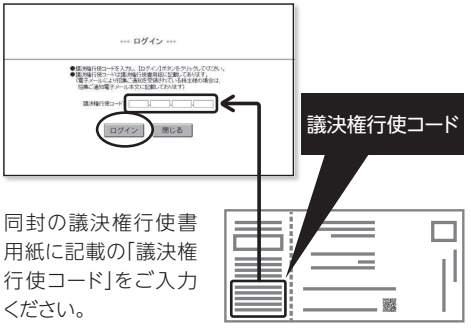
インターネットによるご行使

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

https://www.web54.net

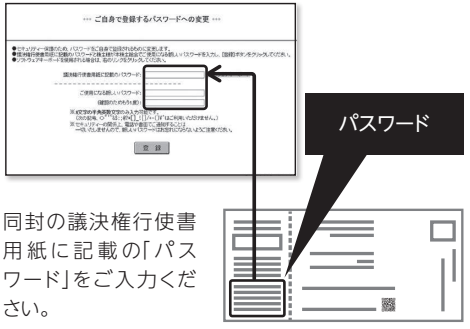


②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(**https://www.web54.net**)をご利用いただくことによってのみ可能です。
ご利用に際しては、次の事項をご了承くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net（ウェブ行使）

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

1．議決権行使の方法について

（1）パソコン及び携帯電話をご利用の方
　上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）スマートフォンをご利用の方
　同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。
　なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

2．議決権行使のお取扱いについて

（1）インターネットによる議決権の行使期限は、2022年６月21日（火曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

（2）インターネットと議決権行使書面の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

（3）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ接続料金及び通信料金等は、株主様のご負担となります。

3．議決権行使コード及びパスワードのお取扱いについて

（1）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

（2）パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

（3）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

4．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
電話0120-652-031（受付時間　午前９時～午後９時、通話料無料）

ライブ配信・オンデマンド配信に関するご案内

株主の皆様におかれましては、当日のご出席について慎重にご検討いただく一方、できるだけ多くの株主の皆様に株主総会の様子をご覧いただけるよう、以下のとおり、株主総会の模様についてライブ配信・オンデマンド配信を行います。

ライブ配信・オンデマンド配信のご視聴方法

配信期間 ①ライブ配信　　：2022年6月22日（水曜日）午前10時30分から株主総会終了時刻まで
②オンデマンド配信：2022年6月24日（金曜日）午前10時から2022年7月21日（木曜日）午後9時まで

STEP 1

ウェブサイトにアクセスする

配信期間（ライブ配信は開催時刻の10分前）になりましたら、以下のURL又は右のQRコードより、当社株主総会の配信サイトにアクセスください。

配信URL：https://www.azastream.com/conexio-meeting2021/
（ライブ配信とオンデマンド配信のURLは共通です。）

※バーコード読取機能付のスマートフォン等を利用して「QRコード®」を読み取り、配信ページにアクセスすることも可能です。
（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

STEP 2

ログインする

同封の「コネクシオ株式会社 第25期 定時株主総会ライブ配信・オンデマンド配信ＵＲＬ及びＩＤ・パスワードのご案内」に記載のＩＤ（9桁の株主番号）・パスワードをご入力のうえ、ログインしてください。なお、株主番号は、同封の議決権行使書用紙に記載されています。議決権行使書用紙をご返送又はご提出される場合、株主番号を必ずお手元にお控えください。

コネクシオ株式会社　第25期　定時株主総会
ライブ配信・オンデマンド配信URL及びID・パスワードのご案内

定時株主総会のライブ配信・オンデマンド配信は、以下のURLより、ID・パスワードでログインのうえ、ご視聴ください。

配信URL	https://www.azastream.com/conexio-meeting2021/
ID	株主番号（9桁半角数字）
パスワード	◆◆◆◆◆◆

配信ページ

【ご注意】
・配信URL及びID・パスワードは、ライブ配信・オンデマンド配信で共通となります。
・ライブ配信・オンデマンド配信の配信期間は次のとおりです。
　①ライブ配信　　：2022年6月22日（水曜日）午前10時30分から株主総会終了時刻まで
　②オンデマンド配信：2022年6月24日（金曜日）午前10時 から2022年7月21日（木曜日）午後9時まで
・株主番号は、同封の議決権行使書用紙に記載されています。議決権行使書用紙をご返送又はご提出される場合、株主番号を必ずお手元にお控えください。
・ID・パスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
・ご視聴にあたっては、通信環境を十分ご確認ください。
・その他のご注意事項は同封の「第25期定時株主総会招集ご通知」７頁から８頁をご確認ください。

CONEXIO

※画像はイメージです。株主様にＩＤ・パスワードをご通知しています。

STEP 3

ライブ配信・オンデマンド配信を視聴する

ログイン後、所定の配信時刻になりましたら動画の画面になりますので、ライブ配信・オンデマンド配信をご視聴ください。

ライブ配信・オンデマンド配信に関する注意事項

・ライブ配信をご視聴される株主様は株主総会当日の決議にご参加いただくことができません。あらかじめ書面又はインターネットにより事前の議決権行使を行っていただきますようお願い申しあげます。
・ライブ配信・オンデマンド配信のご視聴は、株主様ご本人に限らせていただきます。
・ＩＤ・パスワードは株主様ご自身で厳重に管理いただき、第三者への提供は固くお断りいたします。
・ご使用の機器や通信環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。あらかじめ株主様ご自身においてご使用の機器や通信環境をご確認ください。
・ご視聴いただくためのプロバイダ接続料金及び通信料金等は、株主様のご負担となります。
・配信用動画の撮影にあたっては、ご出席の株主様のプライバシーを考慮し、株主様の容姿が撮影されないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
・ライブ配信・オンデマンド配信の撮影、録画、録音、保存、ＳＮＳ等での投稿や公開等はご遠慮ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえて、株主の皆様におかれましては、当日のご出席について慎重にご検討いただきますようお願い申しあげます。
なお、株主総会に当日ご来場される場合には、以下の事項についてご理解とご協力をお願い申しあげます。
・マスクの着用と咳エチケットの感染対策をお願いいたします。
・受付設置のアルコール消毒液での手指消毒をお願いいたします。
・株主の皆様のご来場時に検温を実施し、37.5度以上の発熱症状のある株主様、体調がすぐれない株主様にはご入場をお控えいただく場合がございます。
・株主懇談会及びお土産の配布はございません。

新型コロナウイルス感染症の拡大の状況次第では、やむを得ず株主総会の運営に変更が生ずる場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.conexio.co.jp/ir/library/meeting/2021/）に掲載いたします。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいますようお願いいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、配当性向40％を目処とし、安定的な配当を継続して行えるよう業績の向上に努めることを利益配分に関する基本方針としております。

この方針に基づき、当期の業績及び配当の安定性等を総合的に考慮した結果、第25期の期末配当につきましては、次のとおり１株につき35.0円といたしたいと存じます。

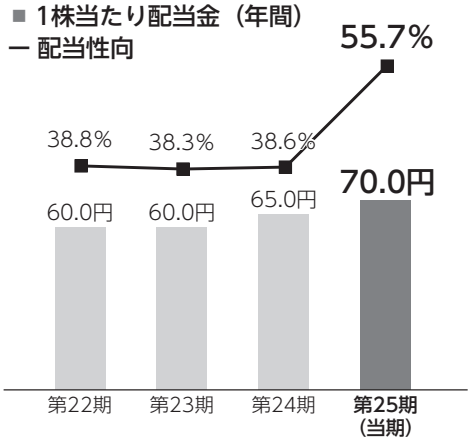
なお、これにより当期の年間配当金は、中間配当金35.0円を含め、前期に比べ5.0円増配の１株につき70.0円となります。

〈期末配当に関する事項〉

1　**配当財産の種類**
金銭

2　**配当財産の割当てに関する事項及びその総額**
当社普通株式１株につき金35.0円
配当総額　金1,565,821,040円

3　**剰余金の配当が効力を生じる日**
2022年６月23日



第２号議案　定款一部変更の件

1　提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書に規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会参考書類等の電子提供制度の導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1)　変更案第14条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2)　変更案第14条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3)　株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4)　上記の定款の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2　変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第３章　株　主　総　会	第３章　株　主　総　会
第１４条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）
（新設）	第１４条（電子提供措置等） １．当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２．当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現 行 定 款	変 更 案
附　　則	附　　則
	２９．（１）現行定款第１４条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第１４条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第７０号）附則第１条ただし書に定める施行の日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
（新設）	（２）前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第１４条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
	（３）本附則は、施行日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後、削除する。

第３号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（７名）が任期満了となります。また、取締役１名が2022年３月31日をもって辞任しております。つきましては取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役会の構成、取締役候補者指名の方針と手続及び取締役候補者は、次のとおりであります。

〈取締役会の構成〉

取締役会の構成については、役員（社外役員を除く。）に営業・管理・経営企画の観点から一定数を確保した上で、社外役員に経営・法務・財務会計等に精通した、多様な知見やバックグラウンドを持つ者を選任することで、メンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することとしております。国際性の観点では、海外でのビジネス経験が豊富な取締役を複数選任しております。ジェンダーの観点では、当社のショップビジネスは、お客様及び従業員の約半数が女性であり、女性の価値観を理解した上でサービスを提供することが重要と考え、女性取締役１名を選任しております。また、取締役については、最適な経営体制を機動的に構築するため、員数を10名以内、任期を１年とすることを定款に定めております。

〈取締役候補者指名の方針と手続〉

取締役候補者の指名にあたっては、指名・報酬委員会にて審議の上、取締役会で決定した次の指名基準に基づいて社長が取締役会に提案し、取締役会で決定することとしております。

取締役（社外取締役を除く。）候補者の指名基準

誠実な人格、情報通信業界における豊富な実務経験や経営に対する高い能力・見識を備える者

社外取締役候補者の指名基準

（１）企業経営者としての豊富な経験に基づく実践的な視点を有すること
（２）社会・経済動向等に関する高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を持つこと
（３）上記（１）、（２）もしくは経営・法律・会計税務・労務・IT等の専門性を有すること

（注）１．本議案及び第４号議案が承認可決された場合の取締役・監査役のスキルマトリックスについては、21～22頁をご参照ください。
２．社外役員独立性判断基準については、23頁をご参照ください。

〈取締役候補者一覧〉

候補者番号	氏名		現在の当社における地位及び担当等	取締役会出席状況
1	再任	直田 宏（すぐた ひろし）	代表取締役社長 指名・報酬委員会委員長 ガバナンス委員会委員	100%（17／17回）
2	再任	目時 利一郎（めとき りいちろう）	取締役専務執行役員 コンシューマ本部長	100%（17／17回）
3	再任	中田 伸治（なかた しんじ）	取締役常務執行役員 管理本部長 チーフ・コンプライアンス・オフィサー IR担当役員 ガバナンス委員会委員	100%（17／17回）
4	新任	井上 直樹（いのうえ なおき）	常務執行役員 法人本部長	—
5	再任	梶原 浩（かじわら ひろし）	取締役（非常勤） 指名・報酬委員会委員 ガバナンス委員会委員	100%（17／17回）
6	再任	細井 一雄（ほそい かずお） 社外取締役 独立役員	筆頭独立社外取締役 指名・報酬委員会委員 ガバナンス委員会委員長 特別委員会委員長	100%（17／17回）
7	再任	川内 由加（かわうち ゆか） 社外取締役 独立役員	独立社外取締役 指名・報酬委員会委員 ガバナンス委員会委員 特別委員会委員	100%（17／17回）
8	再任	新野 和幸（しんの かずゆき） 社外取締役 独立役員	独立社外取締役 指名・報酬委員会委員 ガバナンス委員会委員 特別委員会委員	100%（17／17回）

候補者番号 1

直田（すぐた） 宏（ひろし） （1957年９月８日生）

再任



保有する当社の株式数
15,300株

取締役在任年数
８年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 ４月	伊藤忠商事株式会社入社
2006年 ４月	同社宇宙・情報・マルチメディアカンパニー経営企画部長 兼 チーフインフォメーションオフィサー
2008年 ４月	同社情報産業部門長代行
2009年 ４月	同社海外市場部長
2011年 ４月	同社情報通信部門長代行
2012年 ４月	伊藤忠ケーブルシステム株式会社代表取締役社長
2014年 ４月	当社常務執行役員経営企画部門長
2014年 ６月	当社取締役常務執行役員経営企画部門長
2017年 ４月	当社取締役常務執行役員職能管掌 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼 経営企画部門長
2017年 ６月	当社取締役専務執行役員職能管掌 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼 経営企画部門長
2018年 ４月	当社取締役専務執行役員職能管掌 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼 営業管掌（法人事業担当）
2019年 ４月	当社取締役専務執行役員法人本部長
2021年 ４月	当社代表取締役社長（現任）
2021年 ６月	一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会副会長（現任）

取締役候補者とした理由

情報通信関係の豊富な経験や取締役としての経験を積み、経営企画部門の統括、職能管掌、営業管掌（法人事業担当）、法人本部の統括を経て、2021年４月から代表取締役社長として当社取締役会の議長を務めており、経営に関する豊富な知見を有しているためであります。

候補者番号 2

目時（めとき） 利一郎（りいちろう） （1959年９月３日生）

再任



保有する当社の株式数
42,800株

取締役在任年数
８年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 ４月	伊藤忠商事株式会社入社
2003年 10月	同社情報通信ビジネス部ブロードバンドビジネス課長
2004年 ４月	当社ソリューションビジネス部門長補佐
2007年 ６月	当社執行役員営業第三部門長 兼 ソリューション営業部長
2010年 ４月	当社執行役員経営企画部長
2012年 ６月	当社常務執行役員経営企画部長
2012年 10月	当社常務執行役員経営企画部門長
2013年 ４月	当社常務執行役員法人事業本部長
2014年 ６月	当社取締役常務執行役員法人事業本部長
2015年 ４月	当社取締役常務執行役員営業管掌 兼 法人営業第二部門長
2015年 ６月	当社取締役専務執行役員営業管掌 兼 法人営業第二部門長
2016年 ４月	当社取締役専務執行役員営業管掌
2017年 ４月	当社取締役専務執行役員営業管掌（コンシューマ事業担当）
2019年 ４月	当社取締役専務執行役員コンシューマ本部長（現任）

取締役候補者とした理由

情報通信関係の豊富な経験を積み、各営業部門長・経営企画部門長・営業管掌を経て、現在は取締役専務執行役員コンシューマ本部長を務めており、当社のコンシューマ事業に関する豊富な知見を有しているためであります。

候補者番号 3

中田（なかた） 伸治（しんじ） （1963年7月17日生）

再任



保有する当社の株式数
11,800株

取締役在任年数
3年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	伊藤忠商事株式会社入社
2000年12月	トーマツコンサルティング株式会社
2002年 9月	当社総務部長代行
2003年 4月	当社経営企画部長
2004年 4月	当社財務経理部長 兼 情報システム部長
2005年 6月	当社執行役員財務経理部長
2008年 6月	当社執行役員機能部門長 兼 人事総務部長
2010年 6月	当社常務執行役員機能部門長 兼 人事総務部長
2012年10月	当社常務執行役員管理本部経営管理部門長
2014年 4月	当社常務執行役員ショップ営業第一部門長
2017年 4月	当社常務執行役員ショップ営業第四部門長
2019年 4月	当社常務執行役員管理本部長 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー
2019年 6月	当社取締役常務執行役員管理本部長 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー（現任）

取締役候補者とした理由

情報通信関係の豊富な経験を積み、管理部門の統括、ショップ営業部門長を経て、現在は取締役常務執行役員管理本部長 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサーを務めており、財務、経営企画、人事、ショップ営業に関する豊富な知見を有しているためであります。

候補者番号 4

井上（いのうえ） 直樹（なおき） （1967年12月17日生）

新任



保有する当社の株式数
1,700株

取締役在任年数
—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月	日本電信電話株式会社入社
1996年 5月	エヌ・アイ・テレコム株式会社
2004年 3月	株式会社パソナ・エーディーピー・ペイロール
2006年 4月	当社営業サポート部長
2007年 4月	当社法人営業第一部長
2011年 4月	当社法人ビジネス企画部長
2013年 4月	当社量販営業第一部長
2016年 4月	当社スマートサービス推進部門長
2017年 6月	当社執行役員スマートサービス推進部門長
2019年 4月	当社執行役員法人営業部門長
2021年 4月	当社執行役員法人本部長
2021年 6月	当社常務執行役員法人本部長（現任）

取締役候補者とした理由

情報通信関係の豊富な経験を積み、各営業部門長を経て、現在は常務執行役員法人本部長を務めており、当社の法人事業に関する豊富な知見を有しているためであります。

候補者番号 5

梶原（かじわら） 浩（ひろし） （1966年12月23日生）

再任



保有する当社の株式数
—

取締役在任年数
6年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月	伊藤忠商事株式会社入社
2010年 7月	同社メディア・ネットビジネス部メディアビジネス課長
2010年 7月	伊藤忠ケーブルシステム株式会社取締役
2011年 4月	伊藤忠商事株式会社通信・モバイルビジネス部通信ネットワーク課長
2012年 6月	株式会社スペースシャワーネットワーク社外取締役(現任)
2013年 4月	伊藤忠商事株式会社通信・モバイルビジネス部長代行 兼通信・モバイルビジネス第一課長
2015年 3月	アシュリオン・ジャパン株式会社社外取締役（現任）
2015年 4月	伊藤忠商事株式会社通信・モバイルビジネス部長
2016年 4月	伊藤忠・フジ・パートナーズ株式会社代表取締役（現任）
2016年 6月	当社取締役（現任）
2017年 4月	伊藤忠商事株式会社情報・通信部門長代行
2020年 4月	同社情報・通信部門長
2020年 6月	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社取締役（現任）
2021年 4月	伊藤忠商事株式会社執行役員情報・通信部門長（現任）

取締役候補者とした理由

当社の親会社である伊藤忠商事株式会社の情報・通信部門長としての当社の事業内容・経営実態に関する深い知識を有すること、また、他の会社の社外取締役としての経験を有することから、当該経験・知識等をもとに当社の経営全般に助言を頂戴するとともに、取締役の職務の執行の監督機能の強化に寄与していただけるためであります。

候補者番号 6

細井（ほそい） 一雄（かずお） （1959年2月1日生）

再任　社外取締役　独立役員



保有する当社の株式数
—

社外取締役在任年数
7年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 2月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社
2008年 4月	コグノス株式会社代表取締役
2009年 6月	サン・マイクロシステムズ株式会社常務執行役員
2010年 6月	日本オラクル株式会社執行役員
2012年 3月	株式会社ジェクシード代表取締役社長
2014年 5月	情報技術開発株式会社上席執行役員ソリューション統括部長
2015年 6月	当社社外取締役（現任）
2016年 4月	情報技術開発株式会社上席執行役員ソリューション本部長
2017年 6月	同社取締役上席執行役員ソリューション本部長（現任）
2018年 6月	TDIプロダクトソリューション株式会社取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由・期待される役割の概要

これまで経営者として豊富な経験と幅広い見識及び情報技術の分野における高い専門性を有しており、取締役の職務の執行の監督機能の強化に寄与していただけるためであります。
上記の経験を活かし、当社の各事業への助言及び当社取締役会における重要な経営事項の審議や経営の監視の役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号 7

川内（かわうち） 由加（ゆか） （1959年12月11日生）

再任 社外取締役 独立役員



保有する当社の株式数
—

社外取締役在任年数
3年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 株式会社ワールド入社
1990年 4月 株式会社ストアオペレーション 取締役営業部長 兼 人事部長
2000年 4月 株式会社ワールド店舗運営統括部長
2000年 5月 株式会社ワールドファッションリンク（現株式会社ワールドストアパートナーズ）取締役
2000年10月 株式会社ワールドストアパートナーズ代表取締役
2001年10月 有限会社エムオーティクリエイション（現株式会社エムオーティクリエイション）取締役
2008年 2月 株式会社エムオーティクリエイション代表取締役（現任）
2019年 6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由・期待される役割の概要

これまで経営者として豊富な経験と幅広い見識及び人財開発の分野における高い専門性を有しており、取締役の職務の執行の監督機能の強化に寄与していただけるためであります。
上記の経験を活かし、当社の各事業への助言及び当社取締役会における重要な経営事項の審議や経営の監視の役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号 8

新野（しんの） 和幸（かずゆき） （1954年3月7日生）

再任 社外取締役 独立役員



保有する当社の株式数
—

社外取締役在任年数
2年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月 株式会社シーイーシー入社
1997年 4月 同社取締役ネットワークインテグレーション事業部長
2005年 2月 同社代表取締役
2013年 6月 コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社（現コニカミノルタジャパン株式会社）取締役
2017年 7月 株式会社デジタルインサイトテクノロジー代表取締役（現任）
2020年 6月 当社社外取締役（現任）
2021年 4月 株式会社ビットブレイン取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由・期待される役割の概要

これまで経営者として豊富な経験と幅広い見識及び情報技術の分野における高い専門性を有しており、取締役の職務の執行の監督機能の強化に寄与していただけるためであります。
上記の経験を活かし、当社の各事業への助言及び当社取締役会における重要な経営事項の審議や経営の監視の役割を果たしていただくことを期待しております。

（注）1．候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2．候補者梶原浩氏は、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。
3．候補者が過去10年間（現在を含む。）に親会社（その子会社を含む。）の業務執行者であったときの地位及び担当は、略歴に記載のとおりであります。
4．候補者梶原浩氏、細井一雄氏、川内由加氏及び新野和幸氏との責任限定契約については次のとおりであります。
当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款において、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は梶原浩氏、細井一雄氏、川内由加氏及び新野和幸氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。また、各氏の選任が承認された場合は、当社は各氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。
・取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。
・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5．役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約については次のとおりであります。
当社は、会社法第430条の３に基づき、取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。候補者の選任が承認された場合は、候補者は役員等賠償責任保険契約の被保険者に含められることとなります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。なお、被保険者の保険料負担はありません。
・第三者から役員等に対して不法行為等に基づく損害賠償請求がなされた場合における法律上の損害賠償金や争訟費用、当該請求に関して法令・定款等に基づき当社が役員等の当該賠償金等の支払いを免除した場合に当社が支払う費用等について、役員等賠償責任保険契約で填補する。
・保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としない。
6．候補者細井一雄氏、川内由加氏及び新野和幸氏は、社外取締役候補者であります。当社は各氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって監査役吉田修己氏が任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者指名の方針と手続及び監査役候補者は、次のとおりであります。

〈監査役候補者指名の方針と手続〉

監査役候補者の指名にあたっては、指名・報酬委員会にて審議の上、取締役会で決定した次の指名基準に基づいて社長が取締役会に提案し、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定することとしております。

監査役（社外監査役を除く。）候補者の指名基準

誠実な人格、当社の経営に関する知見、法律・会計税務・労務・ＩＴいずれかに関する豊富な実務経験・専門的知見を備える者

社外監査役候補者の指名基準

（１）企業経営者としての豊富な経験に基づく実践的な視点を有すること
（２）社会・経済動向等に関する高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を持つこと
（３）上記（１）、（２）もしくは 経営・法律・会計税務・労務・IT等の専門性を有すること

（注）１．第３号議案及び本議案が承認可決された場合の取締役・監査役のスキルマトリックスについては、21～22頁をご参照ください。
２．社外役員独立性判断基準については、23頁をご参照ください。

吉田　修己（よしだ　おさみ）　（1950年11月４日生）

再　任　社外監査役　独立役員



保有する当社の株式数
―

社外監査役在任年数
４年

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1977年 ３月	等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社
1982年 ９月	公認会計士登録
1997年 ８月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員
2007年10月	同監査法人DTTL Talent Council メンバー
2011年 ８月	トーマツeラーニングソリューションズ株式会社代表取締役社長
2011年12月	有限責任監査法人トーマツ経営会議メンバー 兼 人材本部副本部長
2013年12月	吉田公認会計士事務所開設　所長（現任）
2014年 ３月	キヤノン株式会社監査役
2014年 ４月	早稲田大学大学院会計研究科 非常勤講師
2017年 ９月	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授
2018年 ６月	当社社外監査役（現任）
2020年 ４月	株式会社三井ハイテック社外取締役
2022年 ４月	同社監査等委員である社外取締役（現任）

社外監査役候補者とした理由

公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有していることから、当該知識・経験等を当社の監査に活かしていただけるためであります。

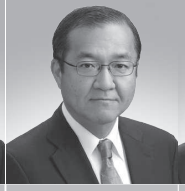
（注）1．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．候補者吉田修己氏との責任限定契約については次のとおりであります。
当社は、監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款において、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を監査役との間で締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は吉田修己氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。また、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。
・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。
・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
3．役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約については次のとおりであります。
当社は、会社法第430条の３に基づき、監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。候補者の選任が承認された場合は、候補者は役員等賠償責任保険契約の被保険者に含められることとなります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。なお、被保険者の保険料負担はありません。
・第三者から役員等に対して不法行為等に基づく損害賠償請求がなされた場合における法律上の損害賠償金や争訟費用、当該請求に関して法令・定款等に基づき当社が役員等の当該賠償金等の支払いを免除した場合に当社が支払う費用等について、役員等賠償責任保険契約で填補する。
・保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としない。
4．候補者吉田修己氏は、社外監査役候補者であります。当社は候補者吉田修己氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

（ご参考）取締役・監査役のスキルマトリックス

役員情報

属性	取締役					
	社内					
						
氏名	直田（すぐた） 宏（ひろし）	目時（めとき） 利一郎（りいちろう）	中田（なかた） 伸治（しんじ）	井上（いのうえ） 直樹（なおき）	梶原（かじわら） 浩（ひろし）	
年齢	64歳	62歳	58歳	54歳	55歳	
役職	代表取締役 社長	取締役 専務執行役員	取締役 専務執行役員	取締役 常務執行役員	非常勤取締役	
在任年数	8年	8年	3年	新任	6年	
任意委員会構成（◎：委員長　●：委員）						
指名・報酬委員会	◎				●	
ガバナンス委員会	●		●		●	
特別委員会						
有する専門性・経験						
企業経営	●	●	●		●	
業界知見	●	●	●	●	●	
営業／マーケティング	●	●	●	●	●	
財務／会計			●			
法務／リスク管理			●			
人事／人財開発			●			
ICT	●	●	●	●	●	
ESG／SDGs	●		●			

（注）1.本株主総会の第３号議案及び第４号議案が承認可決された場合の構成を記載しております。
2.上記一覧表は各取締役及び監査役の全ての専門性や経験を表すものではありません。

	社外			監査役			
				社内		社外	
							
	細井 一雄（ほそい かずお）	川内 由加（かわうち ゆか）	新野 和幸（しんの かずゆき）	乙村 高利（おとむら たかとし）	芝地 光太（しばち こうた）	吉田 修己（よしだ おさみ） （公認会計士）	辻 あかね（つじ あかね） （弁護士）
	63歳	62歳	68歳	58歳	53歳	71歳	47歳
	独立 社外取締役	独立 社外取締役	独立 社外取締役	常勤監査役	非常勤監査役	独立 社外監査役	独立 社外監査役
	7年	3年	2年	3年	1年	再任	1年
	●	●	●				
	◎	●	●			●	
	◎	●	●			●	●
	●	●	●			●	
	●	●		●		●	
	●	●	●				
				●		●	
				●	●		●
		●					
	●		●				
		●					

ご参考　社外役員独立性判断基準

【独立性判断基準】

当社は、以下のいずれの基準にも抵触しない者を独立役員として指定する。

1．社外取締役

（1）現在及び就任前10年間において、当社又は当社の子会社のいずれかに該当する者
- a. 業務執行者（業務執行取締役・執行役員・従業員をいう。以下同じ）
- b. 非業務執行取締役（ただし、非業務執行取締役への就任前10年間に当社又は当社の子会社の業務執行者であった者に限る）
- c. 監査役（ただし、監査役への就任前10年間に当社又は当社の子会社の業務執行者であった者に限る）

（2）現在及び就任前10年間において、当社の親会社のいずれかに該当する者
- a. 業務執行者
- b. 非業務執行取締役

（3）現在及び就任前10年間において、当社の兄弟会社の業務執行者であった者

（4）現在及び就任前１年間において、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者であった者

（5）現在及び就任前１年間において、当社の主要な取引先又はその業務執行者であった者

（6）現在及び就任前１年間において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）であった者

（7）以下に該当する者（重要でない者を除く）の近親者
- a. 現在及び過去１年間において、当社又は当社の子会社の業務執行者であった者

（8）現在、当社の非業務執行取締役である者の近親者

（9）上記（2）～（6）のいずれかに該当する者（重要でない者を除く）の近親者

2．社外監査役

（1）現在及び就任前10年間において、当社又は当社の子会社のいずれかに該当する者
- a. 業務執行者
- b. 非業務執行取締役
- c. 監査役（ただし、監査役への就任前10年間に当社又は当社の子会社の業務執行者、非業務執行取締役であった者に限る）

（2）以下のいずれかに該当する者（重要でない者を除く）の近親者
- a. 現在及び過去１年間において、当社又は当社の子会社の業務執行者であった者
- b. 現在及び過去１年間において、当社又は当社の子会社の非業務執行取締役であった者

（3）現在及び就任前10年間において、当社の親会社の監査役であった者

（4）上記1（2）～（6）のいずれかに該当する者

（5）上記2（3）～（4）のいずれかに該当する者（重要でない者を除く）の近親者

※当社又は当社の子会社の業務執行者（重要でない者を除く）とは、業務執行取締役並びに部長・支社長及びこれに準ずる者以上の従業員をいう。
※近親者とは二親等以内の親族をいう。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、補欠の社外監査役として予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の選任効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

中山（なかやま）　一郎（いちろう）　（1963年２月12日生）



保有する当社の株式数
―

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1986年　４月	青山監査法人入所
1989年　４月	公認会計士登録
1989年12月	サンワ・等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1998年　７月	同監査法人パートナー
2006年　８月	同監査法人Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co.,Ltd.バンコク事務所日系企業サービスグループパートナー
2011年11月	同監査法人Deloitte Touche Tohmatsu Limited TMT（テクノロジー・メディア・通信）インダストリー・日本リーダー
2012年12月	同監査法人Deloitte Touche Tohmatsu Limited TMTインダストリー・アジアパシフィック地域リーダー
2020年11月	中山一郎公認会計士事務所開設　所長（現任）
2021年　２月	プリメーロビジネスアドバイザリー株式会社代表取締役社長（現任）

補欠の社外監査役候補者とした理由

公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有していることから、当該知識・経験等を当社の監査に活かしていただけるためであります。

（注）1．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．候補者中山一郎氏との責任限定契約については次のとおりであります。
当社は、監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款において、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を監査役との間で締結できる旨を定めております。これに基づき、中山一郎氏の選任が承認され、かつ、同氏が監査役に就任した場合は、当社は、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。
・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
3．役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約については次のとおりであります。
当社は、会社法第430条の３に基づき、監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。候補者の選任が承認され、かつ、候補者が監査役に就任した場合は、監査役就任時に候補者は役員等賠償責任保険契約の被保険者に含められることとなります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。なお、被保険者の保険料負担はありません。
・第三者から役員等に対して不法行為等に基づく損害賠償請求がなされた場合における法律上の損害賠償金や争訟費用、当該請求に関して法令・定款等に基づき当社が役員等の当該賠償金等の支払いを免除した場合に当社が支払う費用等について、役員等賠償責任保険契約で填補する。
・保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としない。
4．候補者中山一郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認され、かつ、同氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

以　上

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しているものの、厳しい状況が徐々に緩和され、経済の持ち直しの動きがみられました。先行きについては、景気の持ち直しが期待されるものの、変異株をはじめ感染再拡大の動向やウクライナ情勢等による経済への影響に注視を要する状況にあります。

当社が事業活動を展開する携帯電話市場におきましては、コロナ禍において感染対策を講じながら、お客様と従業員が安心してご来店/就業できる環境を維持し、営業を継続しました。通信キャリア各社が新料金プランを開始したことで、通信キャリア間の価格競争が促進され市場は活性化しました。それに伴い、新しい通信規格である「５G」(第５世代移動通信システム) 対応端末も普及し始めております。また、デジタル化が進む一方で情報格差が広がる中、政府が掲げる「デジタル活用支援推進事業」へ参画することで、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会の実現を目指し活用支援を開始しました。

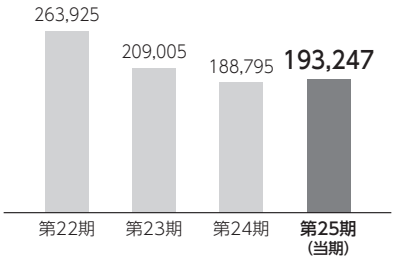
このような事業環境において、当社の端末販売は、新型コロナウイルス感染症拡大における営業自粛を行っていた前事業年度から回復傾向にあったものの、主力機種の在庫不足の影響等により、販売台数は180万台 (前事業年度比0.1％減) となりました。独自ビジネス収益 (スマホコーティング、nexiパッケージやマネージドモバイルサービス等) は伸長したものの、業界環境は厳しさを増し、キャリア代理店ビジネス収益は想定以上に減少しました。販売管理費は、前年のコロナ禍における営業自粛の反動による稼働増加や通信キャリアからの支援金の減少による人件費増加に加え、外販営業強化に伴う販売促進費が増加しました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高193,247百万円 (同2.4％増)、営業利益8,072百万円 (同24.4％減)、経常利益8,202百万円 (同25.9％減)、当期純利益5,618百万円 (同25.4％減) となりました。

■ 売上高

1,932億円 2.4% ↗

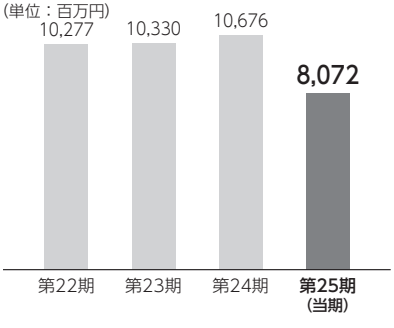
(単位：百万円)



■ 営業利益

80億円 24.4% ↘

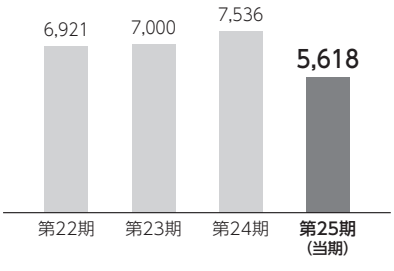
(単位：百万円)



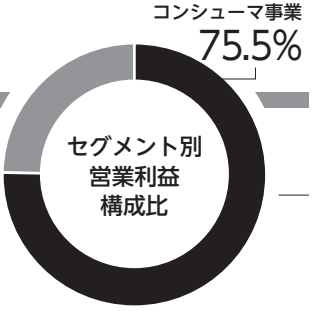
■ 当期純利益

56億円 25.4% ↘

(単位：百万円)



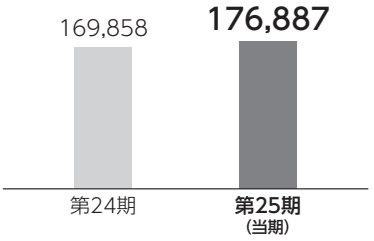
セグメント別の業績は、次のとおりであります。



コンシューマ事業

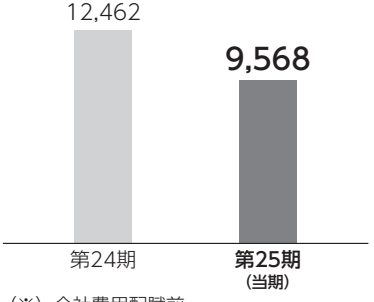
■ **売上高**

(単位：百万円)



■ **営業利益**(※)

(単位：百万円)

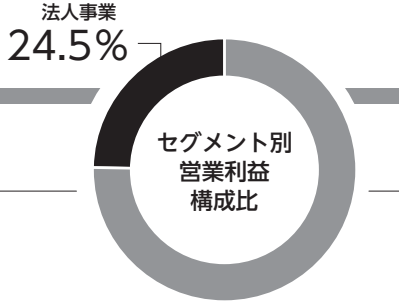


(※) 全社費用配賦前

事業内容	「コンシューマ事業」は、コンシューマ顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供及び携帯電話端末等の販売、スマートフォン利用のお客様ニーズに応えリレーションを強化するための当社独自サービス「nexi（ネクシィ）スマホサポート(※)」の運営、保険代理店事業（ほけんの窓口の運営）を行っております。 ※nexi（ネクシィ）スマホサポート スマートフォンの基本操作などが学べる、スマホ教室の予習や復習が出来るスマートフォン操作学習サービスです。

コンシューマ事業につきましては、業界環境が想定以上に厳しく、コンシューマ事業におけるキャリア代理店ビジネス収益は大幅に減少しました。独自ビジネス収益は、スマホコーティングやnexiパッケージ等の伸長により堅調に推移しました。また、総務省主導による「利用者向けデジタル活用支援推進事業」を受託し、お客様のデジタルデバイド（情報格差）解消への取り組みを開始しました。販売管理費は、前年のコロナ禍における営業自粛の反動による稼働増加や通信キャリアからの支援金の減少による人件費増加に加え、外販営業強化に伴う販売促進費の増加が収益の圧迫要因となりました。

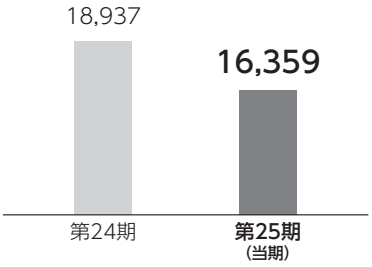
この結果、売上高は176,887百万円（前事業年度比4.1％増）、営業利益は9,568百万円（同23.2％減）となりました。



法人事業

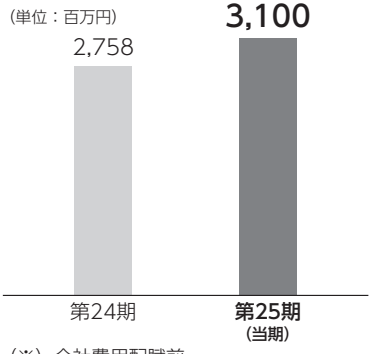
■ **売上高**

(単位：百万円)



■ **営業利益**(※)

(単位：百万円)



(※) 全社費用配賦前

事業内容

「法人事業」は、法人顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供及び携帯電話端末等の販売を中心としつつ、Mobile WorkPlace（法人向けに展開するモバイルワーク関連ソリューション）の構築と運用、IoTソリューションの提供及びコンビニエンスストアに対するプリペイドカードの提供を行っております。

法人事業につきましては、主力機種の在庫不足等が影響しキャリア代理店ビジネス収益は減少したものの、前年のテレワーク推進によりマネージドモバイルサービスの契約回線数が増加したことで独自収益は伸長し、営業利益は増益となりました。モバイルソリューションにつきましては、システムインテグレータの株式会社ニーズウェルと業務提携し、「Mobile WorkPlace」の一環として、基幹システムへのデータ連携ソリューションの提供を開始しました。IoTソリューションにつきましては、パートナー企業の回転機械簡易モニタリングシステムに「CONEXIOBlackBear」が採用され、異常の早期発見や遠隔監視等を実現しました。今後ともIoT技術を用いて、現場の課題解決を支援してまいります。

この結果、売上高は16,359百万円（前事業年度比13.6%減）、営業利益は3,100百万円（同12.4%増）となりました。

（2）設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は2,281百万円であり、当社直営のキャリア認定ショップの移転・改装及び本社移転に伴う投資、システム関連投資が主体であります。

（3）対処すべき課題

①事業環境認識

当社が事業活動を主に展開する携帯電話市場におきましては、通信キャリア各社の料金値下げや端末価格の競争による市場の活性化・流動化、オンライン専用プランの普及が想定されます。キャリア認定ショップにおいては、オンライン専用プランの普及等により、来客は減少傾向が続くものと見ており、店舗数の最適化や少人数で対応可能な店舗運営の実現が求められる見込みです。一方、デジタル化進展による情報格差の広がりや「５G」（第５世代移動通信システム）に対応した携帯電話端末の普及や関連サービスの高度化に伴い、リアルのお客様接点の価値は増大していくものと予想しております。また、「ニューノーマル（新しい生活様式）」時代への変化は今後も加速していくものと見ております。法人分野においては、企業のDX・働き方改革実現のためのIT投資が加速することで、法人向けモバイルソリューションの活用範囲の拡大や５G・IoT技術の活用促進が期待されます。

②中期経営計画の取り下げについて

当社は、2024年３月期を最終年度とする中期経営計画を策定し、デジタル化進展による情報格差の広がりや５G端末普及による関連サービスの高度化等を見据え、３つの基本戦略を柱として取組みを進めてまいりました。

2022年３月期の事業年度においては、基本戦略の一つである「独自サービスとソリューションの拡大」の取組みが順調に進み独自ビジネス収益は堅調に拡大しました。また、「生産性の革新」においても店舗業務や基幹業務のDX推進により、大幅な改善が図られてきました。一方で、当社の主要事業であるキャリア代理店ビジネスは短期間で大幅に収益が悪化しました。通信キャリアの料金競争激化により代理店手数料が減少することは、中期経営計画に一定金額織り込んでいましたが、条件悪化のスピードと規模感は想定以上のものでした。さらに、一部の通信キャリアにおいては、キャリアショップのあり方に関する見直しの議論が始められております。そのような事業環境の中、中長期的な通信キャリアの方針や代理店施策の方向性を確認した上で、新たな戦略を策定する必要があることから当該中期経営計画を取り下げることとしました。

2023年３月期は単年度の計画として、キャリアショップビジネスの収益性の抜本的な改善に取り組むと同時に新規事業収益源の確保に布石を打ち、新たな中期経営計画につきましては、2024年３月期を初年度として策定し開示を予定しております。

③2023年３月期の取り組みについて
＜コンシューマ事業＞
・キャリア代理店ビジネス
店舗の統廃合やダウンサイジング、オペレーション改革を推進し、店舗運営の再構築に努めてまいります。また、出張販売や外販の新たな手法を模索することで営業強化を図り、販売台数増加やキャリア指標向上に繋げることで、収益改善に努めてまいります。

・独自ビジネス
暮らしのスマホ教室を軸とした教室関連事業の拡大や総務省・地方自治体が実施する「デジタル活用支援推進事業」、シニア顧客接点を持つ企業との連携により、顧客基盤を拡大させ、デジタルライフサポート事業に展開を図ってまいります。

＜法人事業＞
・キャリア代理店ビジネス
通信キャリア再編等の事業環境変化に対応し、営業体制を再構築するとともに、より一層デジタル化を推進することで営業手法を高度化し、持続的に収益を確保してまいります。

・独自ビジネス
テレワークの拡大やDXの推進が進む中、顧客接点のデジタル化および製品・サービスの標準化により、中堅中小企業を中心にDX提案を加速してまいります。また、製造現場や建設現場、５G活用分野等の顧客層に対するIoTソリューションの実用化を促進してまいります。

＜経営基盤の強化＞
・資本・ガバナンス戦略
財務の健全性と株主価値の持続的な拡大を目指し、配当性向40％を目処とし、安定的かつ継続的な配当を実施してまいります。さらに、継続的にコーポレート・ガバナンス体制を強化してまいります。

・投資戦略
戦略的意義や経済合理性を勘案し、長期的に事業を支える分野や新たな事業への投資を積極的に実行してまいります。

・人事戦略
環境変化に即した働き方と新しい取組みへ挑戦する機会の提供により、従業員のエンゲージメントを高めてまいります。また、多様な人財が最大限に能力を発揮できる会社を目指し、「ダイバーシティ推進委員会」を中心に取組みを加速してまいります。

・コンプライアンス戦略
コンプライアンスは全てに優先する課題と認識し、故意過失含め持続的に牽制が効く仕組みを構築し続けてまいります。

＜SDGs経営＞
SDGsの達成のため、以下の５項目を重要課題とし、本業・専門分野を通じて、社会の持続的な成長に貢献してまいります。
(1) 情報格差の解消と豊かな情報社会の実現
(2) ビジネス社会のDX推進
(3) 事件・事故の発生防止と自然災害に強い社会づくりへの貢献
(4) 環境問題への取組み
(5) ダイバーシティ＆インクルージョンの推進

（ご参考）サステナビリティに関する取組みについて

当社は、サステナビリティを巡る課題への対応を、企業の社会的責任の具体化と認識すると同時に、新たな収益機会にもつながる重要な経営課題と捉え、事業活動と一体となった取組みを推進してまいります。従来の「CSR・コミッティ」を取締役会への報告を担う「サステナビリティ・コミッティ」に改め、取締役会においてもこれまで以上にサステナビリティに関する議論・検討を行ってまいります。

気候変動への取組みを推進していくにあたり、2021年10月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）による提言への賛同を表明するとともに、同提言に賛同する企業や金融機関等からなるTCFDコンソーシアムに参画いたしました。具体的な取組みとして、使用電力を100%再生可能エネルギーに切り替える「再エネ100宣言REAction」に参画し、2030年には全ての使用電力を再生可能エネルギーとすることを目標に掲げ、拠点毎に順次切り替えを進めております。

当社のサステナビリティに関する取組みの詳細につきましては、気候変動が事業にもたらすリスクや機会についての分析と対応を含め、順次サステナビリティサイトにて情報開示を進めてまいります。

※TCFDとは
金融安定理事会(FSB)が2015年に設立。投資家等の適切な投資判断のため、気候変動のリスクと機会が財務にもたらす影響について開示するよう企業に求めた提言を2017年6月に公表。

(4) 財産及び損益の状況の推移

項　目	第22期 2018年４月１日から 2019年３月31日まで	第23期 2019年４月１日から 2020年３月31日まで	第24期 2020年４月１日から 2021年３月31日まで	第25期（当期） 2021年４月１日から 2022年３月31日まで
売上高（百万円）	263,925	209,005	188,795	193,247
経常利益（百万円）	10,539	10,515	11,075	8,202
当期純利益（百万円）	6,921	7,000	7,536	5,618
１株当たり当期純利益（円）	154.72	156.48	168.45	125.58
総資産（百万円）	103,506	95,757	105,315	100,965
純資産（百万円）	42,106	46,287	51,140	53,625
１株当たり純資産（円）	941.18	1,034.64	1,143.13	1,198.66
１株当たり配当金（円）	60.0	60.0	65.0	70.0
配当性向（%）	38.8	38.3	38.6	55.7

（注）１.「１株当たり当期純利益」は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出しております。
２.「１株当たり純資産」は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づき算出しております。
３. 当期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を適用しており、当期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(5) 重要な親会社及び関連会社の状況

親会社との関係

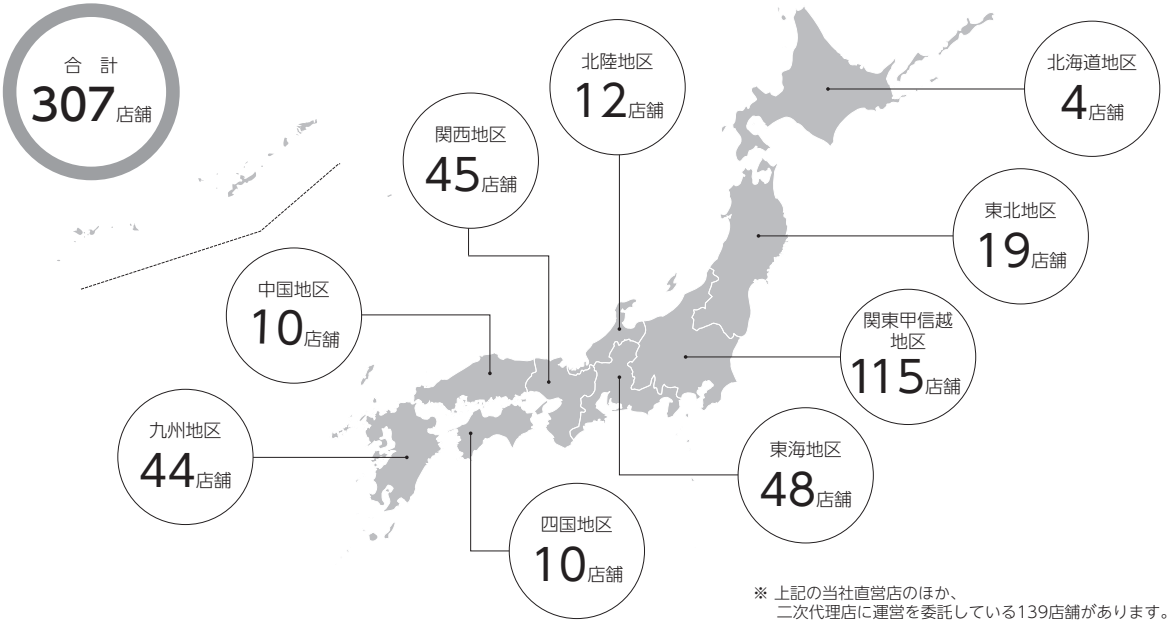
当社の親会社は伊藤忠商事株式会社であり、当社の株式を60.36%（議決権比率）保有しております。当社は親会社から役員（非常勤）２名及び出向社員５名を受け入れております。

(6) 主要な事業所

2022年３月31日現在

本社	東京都港区	
事業所（物流・開通センター）	豊洲事業所（東京都江東区）	深川事業所（東京都江東区）
支社	東北・北海道支社（仙台市青葉区） 北陸支社（石川県金沢市） 中国・四国支社（広島市中区）	東海支社（名古屋市中村区） 関西支社（大阪市淀川区） 九州支社（福岡市博多区）
支店	北海道支店（札幌市中央区）	四国支店（香川県高松市）
コールセンター	札幌テレマーケティングセンター（札幌市北区）	

■店舗展開



※ 上記の当社直営店のほか、
二次代理店に運営を委託している139店舗があります。

(7) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5,529名	36名減	35.5歳	8.6年

(注) 上記人数には臨時従業員1,731名（前事業年度末比165名増）は含んでおりません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、配当性向40%を目処とし、安定的な配当を継続して行えるよう業績の向上に努めることを利益配分に関する基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度の業績及び配当の安定性等を総合的に考慮した結果、当事業年度の期末配当金につきましては、１株につき35.0円を予定しております。これにより、年間配当金は前事業年度より5.0円増配の１株につき70.0円（中間35.0円、期末35.0円）となります。

なお、内部留保につきましては、戦略的意義等を勘案し、中長期的に事業を支える分野や新たな事業基盤の構築・拡大への投資に活用してまいります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　普通株式　153,600,000株

(2) 発行済株式の総数　普通株式　44,737,744株（自己株式194株を除く）

(3) 株　主　数　5,387名

(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
伊藤忠商事株式会社	26,996,000株	60.34%
光通信株式会社	3,350,200株	7.49%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,395,500株	5.35%
NCSN－SHOKORO LIMITED	1,233,600株	2.76%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	766,120株	1.71%
株式会社エスアイエル	716,800株	1.60%
株式会社UH Partners 2	707,100株	1.58%
コネクシオ社員持株会	697,577株	1.56%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	533,900株	1.19%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	425,000株	0.95%

（注）持株比率は、自己株式（194株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

2022年3月31日現在

地位	氏名	当社における担当等	重要な兼職の状況
取締役会長	井上裕雄		
代表取締役社長	直田宏	指名・報酬委員会委員長 ガバナンス委員会委員	一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会　副会長
取締役	目時利一郎	専務執行役員 コンシューマ本部長	
取締役	中田伸治	常務執行役員　管理本部長 チーフ・コンプライアンス・オフィサー IR担当役員 ガバナンス委員会委員	
取締役 (非常勤)	梶原浩	指名・報酬委員会委員 ガバナンス委員会委員	伊藤忠商事株式会社　執行役員　情報・通信部門長 株式会社スペースシャワーネットワーク　社外取締役 アシュリオン・ジャパン株式会社　社外取締役 伊藤忠・フジ・パートナーズ株式会社　代表取締役 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社　取締役
社外取締役 (独立)	細井一雄	筆頭独立社外取締役 指名・報酬委員会委員 ガバナンス委員会委員長	情報技術開発株式会社　取締役上席執行役員 ソリューション本部長 TDIプロダクトソリューション株式会社　取締役
社外取締役 (独立)	川内由加	指名・報酬委員会委員 ガバナンス委員会委員	株式会社エムオーティクリエイション　代表取締役
社外取締役 (独立)	新野和幸	指名・報酬委員会委員 ガバナンス委員会委員	株式会社デジタルインサイトテクノロジー　代表取締役 株式会社ビットブレイン　取締役
常勤監査役	乙村高利		
監査役 (非常勤)	芝地光太		伊藤忠商事株式会社　情報・金融事業・リスク管理室長 日本テレマティーク株式会社　監査役 エイツーヘルスケア株式会社　監査役 Gardia株式会社　監査役
社外監査役 (独立)	吉田修己	ガバナンス委員会委員	公認会計士 株式会社三井ハイテック 社外取締役
社外監査役 (独立)	辻あかね		弁護士

（注）1．取締役井上裕雄氏は、2022年３月31日に取締役を辞任により退任し、2022年４月１日に当社顧問に就任いたしました。
2．2021年６月23日開催の第24期定時株主総会において、芝地光太氏が監査役に、辻あかね氏が社外監査役に新たに選任され、就任いたしました。
3．監査役岩﨑達士氏及び社外監査役遠藤隆氏は、2021年６月23日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
4．社外監査役吉田修己氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
5．社外役員の重要な兼職先と当社との間には記載すべき特別の関係はありません。
6．事業年度末日以降の異動

異動後の地位	氏　名	異動後の担当及び重要な兼職の状況	異　動　日
社外取締役 （独　立）	細　井　一　雄	筆頭独立社外取締役 指名・報酬委員会委員 ガバナンス委員会委員長 特別委員会委員長 情報技術開発株式会社　取締役上席執行役員 ソリューション本部長 TDIプロダクトソリューション株式会社　取締役	2022年４月27日
社外取締役 （独　立）	川　内　由　加	指名・報酬委員会委員 ガバナンス委員会委員 特別委員会委員 株式会社エムオーティクリエイション　代表取締役	2022年４月27日
社外取締役 （独　立）	新　野　和　幸	指名・報酬委員会委員 ガバナンス委員会委員 特別委員会委員 株式会社デジタルインサイトテクノロジー 代表取締役 株式会社ビットブレイン　取締役	2022年４月27日
社外監査役 （独　立）	吉　田　修　己	ガバナンス委員会委員 特別委員会委員 公認会計士 株式会社三井ハイテック 監査等委員である社外取締役	2022年４月27日
社外監査役 （独　立）	辻　　あかね	特別委員会委員 弁護士	2022年４月27日

（注）2022年４月27日に取締役会の任意の諮問委員会として、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行うことを目的とした「特別委員会」を設置いたしました。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と取締役梶原浩氏、細井一雄氏、川内由加氏及び新野和幸氏並びに、監査役芝地光太氏及び吉田修己氏は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は1,000万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３に基づき、役員等が期待される役割を充分発揮できるよう、当社並びに当社の役員、執行役員、管理職従業員（当社の取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された執行役員以外の者）、社外派遣役員及び退任役員（2003年10月1日以降に退任した者）を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要は次のとおりであります。なお、被保険者の保険料負担はありません。

・第三者から役員等に対して不法行為等に基づく損害賠償請求がなされた場合における法律上の損害賠償金や争訟費用、当該請求に関して法令・定款等に基づき当社が役員等の当該賠償金等の支払いを免除した場合に当社が支払う費用等について、役員等賠償責任保険契約で填補する。
・保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としない。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

１．基本方針

取締役の報酬は、優秀な人財を確保・維持できる金額水準であり、かつ、企業価値の持続的な向上を図ることを強く動機付けるものである必要があります。同時に、コーポレートガバナンスにおける重要事項であり、十分な透明性、公平性及び合理性を備え、これらを担保する適切なプロセスを経て決定され、不正を抑制するための十分な仕組みが構築されている必要があります。

当社では、上記の考え方の下、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責ならびに企業倫理の実践、「企業行動基準」の遵守又は長期的視点に立った組織運営などを踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）である取締役報酬及び執行役員報酬（いずれも固定報酬）ならびに業績連動報酬（毎年賞与として支給する業績連動報酬及び中長期の業績連動報酬（中長期インセンティブ）により構成される。）により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬（金銭報酬）である取締役報酬のみにより構成するものとしております。

２．基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、他社水準及び当社の業績水準を考慮して決定した報酬基準テーブルを用い、役位、職責及び在任年数に応じて決定するものとしております。

３．業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業務執行取締役の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための指標である経常利益及び当期純利益を業績指標とし、その達成率に基づき各業務執行取締役の役位に応じた報酬基準テーブルを用いて算定した額を在任中（退任する取締役には退任後速やか）に賞与として毎年、一定の時期に金銭で支給しております。なお、翌年度の業績指標については、指名・報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決議しております。

また、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献の意識を高めることを目的として、中長期の業績連動報酬（中長期インセンティブ）制度を導入しており、本報酬は中期経営計画において設定した営業利益及び当期純利益の達成を条件に、同計画の達成率や株価の上昇率に基づき、各業務執行取締役の役位に応じた報酬基準テーブルを用いて算定した額を取締役会で決定し、在任中（退任する取締役には退任後速やか）に金銭で支給されます。

４．金銭報酬の額または、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の各報酬の割合は、一律とせず、業績指標の達成度合いに基づいて、報酬基準テーブルを用いて算定される業績連動報酬の額に応じて決定するものとしております。

５．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の基本報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受け、これを決定する権限を有するものとしております。代表取締役社長は、取締役会からの委任に基づいて、報酬基準テーブルに従い決定しております。

また、業務執行取締役の個人別の業績連動報酬（毎年賞与として支給する業績連動報酬及び中長期の業績連動報酬（中長期インセンティブ）の両方）については、当該事業年度の実績に基づき各業務執行取締役の役位に応じた報酬基準テーブルにより算出し、指名・報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定されます。

６．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

独立社外取締役を主な構成員とする取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会にて決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬については、2012年６月20日開催の第15期定時株主総会にて年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と決議いただいており、その後、2017年６月27日開催の第20期定時株主総会にて賞与についても当該報酬額内で支給することを決議いただいております。また、経済環境の変化を背景として、コーポレートガバナンスを一層強化したことにより、取締役の総数を2019年６月に６名（うち社外取締役２名）から８名（うち社外取締役３名）に増加させたこと、及び2018年度より取締役に対する業績連動報酬として中長期インセンティブを導入したことから、2021年６月23日開催の第24期定時株主総会にて取締役の報酬額を年額350百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）と改めて決議いただいております。当該定時株主総会後の取締役の員数は８名（うち社外取締役３名）です。なお、かかる改定後の取締役の報酬額は、第25期の期首である2021年４月１日に遡って適用しております。また、この取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません（現時点で、当社には使用人兼務取締役はおりません）。監査役報酬については、2012年６月20日開催の第15期定時株主総会にて年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会後の監査役の員数は４名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の基本報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長直田宏（指名・報酬委員会委員長、ガバナンス委員会委員）がその具体的内容について委任を受け、これを決定する権限を有するものとしております。代表取締役社長は、取締役会からの委任に基づいて、報酬基準テーブルに従い決定しております。

なお、代表取締役社長に権限を委任した理由は、代表取締役社長は各取締役の業務執行状況全般を把握しており、総合的に取締役の個人別の基本報酬額を決定できると判断したためであります。また、代表取締役社長はかかる委任に基づいて決定方針に従い、他社水準及び当社の業績水準を考慮して取締役会が決定した報酬基準テーブルに従って決定していることから、取締役会としても、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役報酬の決定方針について

監査役の報酬については、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査役の協議にて決定しており、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、固定の月額報酬のみを支給しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	支給人数（名）	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		報酬限度額（百万円）
			基本報酬等	業績連動報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	8 （3）	169 （21）	164 （21）	5 （－）	350 （60）
監査役 （うち社外監査役）	6 （3）	42 （13）	42 （13）	－ （－）	60

（注）1．上記の監査役の支給人数につきましては2021年６月23日開催の第24期定時株主総会において退任した監査役２名を含んでおります。
2．業績連動報酬として業務執行取締役に賞与の支給を予定しております。当事業年度を含む経常利益及び当期純利益の推移は1.（4）財産及び損益の状況の推移に記載の通りです。また、中期経営計画「コネクシオプラン2023」を取り下げており、中長期インセンティブの支給はございません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係
重要な兼職先と当社の関係につきましては、36〜37頁に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	取締役会	監査役会	主な活動状況
社外取締役 (独　立)	細 井 一 雄	17／17回 (100%)	—	経営者としての豊富な経験と幅広い見識及び情報技術の分野における高い専門性を活かし、当社の各事業への助言及び当社取締役会における重要な経営事項の審議や経営の監視に大いに貢献いたしました。 また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の委員とガバナンス委員会の委員長を務め、委員長としてガバナンス委員会の運営を主導し、適宜取締役会に報告すると共に、指名・報酬委員会では積極的な発言を行い、取締役会に答申を行うにあたり、重要な役割を果たしました。
社外取締役 (独　立)	川 内 由 加	17／17回 (100%)	—	経営者としての豊富な経験と幅広い見識及び人財開発の分野における高い専門性を活かし、当社の各事業への助言及び当社取締役会における重要な経営事項の審議や経営の監視に大いに貢献いたしました。 また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の委員とガバナンス委員会の委員を務め、同委員会にて積極的な発言を行い、取締役会に答申を行うにあたり、重要な役割を果たしました。

地　位	氏　名	取締役会	監査役会	主な活動状況
社外取締役 （独　立）	新 野 和 幸	17／17回 （100%）	—	経営者としての豊富な経験と幅広い見識及び情報技術の分野における高い専門性を活かし、当社の各事業への助言及び当社取締役会における重要な経営事項の審議や経営の監視に大いに貢献いたしました。 また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の委員とガバナンス委員会の委員を務め、同委員会にて積極的な発言を行い、取締役会に答申を行うにあたり、重要な役割を果たしました。
社外監査役 （独　立）	吉 田 修 己	17／17回 （100%）	14／14回 （100%）	公認会計士としての財務及び会計に関する専門的知見を活かし、当社の監査体制の強化に大いに貢献いたしました。 また、任意の諮問委員会であるガバナンス委員会の委員を務め、同委員会にて積極的な発言を行い、取締役会に答申を行うにあたり、重要な役割を果たしました。
社外監査役 （独　立）	辻　　あかね	14／14回 （100%）	11／11回 （100%）	弁護士として培われた専門的な知識・経験等を活かし、当社の監査体制の強化に大いに貢献いたしました。

（注）社外監査役辻あかね氏につきましては、2021年６月23日就任後の状況を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　61百万円

（注）1．監査役会は、第25期事業年度に係る会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積もりの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第１項及び第２項の同意を行っております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬を含めております。

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　61百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の執行に関する体制を特に考慮し、会計処理担当部署及び財務担当部署と綿密な連携をとりつつ、監査役会が会計監査人の解任又は不再任の決定を行うこととしております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

コーポレート・ガバナンス体制　～基本的な考え方～

当社は、「人をつなぐ、価値をつなぐ」という理念ステートメントのもと、安心で快適な社会の実現に貢献することで、全てのステークホルダーの皆様との信頼の絆を深め、継続的な企業価値の向上を図りたいと考えております。

そのための基本方針として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題であると認識し、監査役（監査役会）設置会社として監査役会からの監視に加えて、複数の独立社外取締役・監査役を選任し、また取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役を含む委員で構成される指名・報酬委員会及びガバナンス委員会を設置する等により、経営の監督機能を強化しております。さらに、内部監査部、内部統制委員会による組織的な内部牽制機能の強化も図っております。

また、株主の権利・平等性が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、適時・適切な情報開示や投資家の皆様との対話の充実に努めております。

以上を当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方及び基本方針とし、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めます。

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、以下のとおり、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備しております。

(1) 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コーポレート・ガバナンス

a. 取締役会は、法令及び定款等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

b. 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令及び定款その他の社内規程に従い、業務を執行する。

c. 代表取締役及び業務を執行する取締役は、原則として月一回、職務執行の状況を取締役会に報告する。

d. 監査役は、会計監査人と連携して、『監査役会規程』及び『監査役監査基準』に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

e. 子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して職務の執行が法令及び定款に適合するかを監視する。

② コンプライアンス

a.『企業理念』及び『企業行動基準』を定め、取締役及び使用人はこれに則り行動するものとする。

b. チーフ・コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、『コンプライアンスプログラム』を制定し、これを実行する。又、制定した『コンプライアンスプログラム』を、子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底することに努める。

c. 当社は、子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、定期的に、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

d.『内部情報提供制度規程』による内部通報制度を運用し、不正行為等の抑止と早期発見を図る。又、当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人が通報できるホットライン窓口を整備する。

e. 顧問弁護士をメンバーに加えたコンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス体制の遵守についてのモニタリングを実施する。
f. コンプライアンス委員会の報告、内部監査の結果等に基づき、取締役会において、コンプライアンス体制を適宜及び定期的に確認し、見直すものとする。
g. 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、これらからの不当要求に対して警察・弁護士等の外部専門機関と連携の上、毅然と対応する。

③ 財務報告の適正性確保のための体制
『商取引管理規程』、『経理規程』その他の社内規程を定めるとともに、内部統制委員会を設置して、財務報告の適正性確保に係る法令に従うための体制を整備し、運用する。

④ 内部監査
当社の社長直轄の内部監査部を設置し、当社及び子会社における法令、定款及び社内規程の遵守状況、業務執行の妥当性等につき、『内部監査規程』又は『関係会社管理規程』に基づく内部監査を実施し、当社の社長に対してその結果を報告する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、『文書管理規程』、『情報セキュリティ規程』その他の社内規程の定めるところに従い、関連資料とともに適切に保存し、管理する。

② 取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧することができる。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

① 当社は、取引リスク（与信）限度額の設定、投融資への適切な権限設定、情報セキュリティ管理等に係る規程や各種基準を定め、又、『関係会社管理規程』において、子会社における当社による事前承認事項、当社に対する報告事項等を定め、当社及び子会社において必要なリスク管理体制及び管理手法を整備する。

② 当社の経営上影響を与えるリスクを体系的にレビューする「経営レビュー制度」に基づき、当該リスク管理体制の有効性について取締役会に報告する。

(4) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、社長の諮問機関としてマネジメント・コミッティを設置し、全社的な経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議し、社長の意思決定に資する。同様に重要な人事評価等に係る事項はパーソネル・コミッティを設置し、コンプライアンス・内部統制・SDGs推進・DX推進・情報セキュリティ・ワークライフバランス・ダイバーシティ推進に関する事項はサステナビリティ・コミッティを設置し、社長の意思決定に資する。これら各コミッティの運営については、『常設機関に関する規程』において定める。

② 当社は、子会社に対し、必要に応じて、人事管理・財務経理・コンプライアンス等の管理業務を提供する。

③ 当社及び子会社において、『組織分掌・権限責任規程』、『関係会社管理規程』等各種社内規程を整備することによって、取締役及び使用人の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務執行を可能とする。

④ 当社及び子会社において、中長期的な視野を踏まえて年度計画を定め、会社及び各組織の達成すべき目標を明確化するとともに、月次に進捗を検証し、対策を講じる。当社は、計画達成度を組織の業績評価を通じて使用人の賞与に連動させる。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 『関係会社管理規程』その他の社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたる。

② 親会社以外の株主への配慮を怠らず、親会社からの自立性を重んじて経営にあたる。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ、速やかに任命する。監査役は当該使用人に対し、監査業務に必要な事項を指揮・命令することができる。
② 当該使用人の評価・人事異動・懲戒処分等については事前に監査役と協議する。
③ 監査役の職務を補助する使用人が専任の場合には、当該職務を行うにあたっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮命令を受けない。又、他部署の使用人を兼務する場合には、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

(7) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役等及び使用人（これらの者から報告を受けた者を含む。）が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役並びに子会社の取締役及び監査役は、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部情報の発生状況等について当社の監査役に対して報告する。
② 当社の使用人及び子会社の使用人は、a.当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、b.重大な法令又は定款に違反する事実について、これを発見次第速やかに、当社の監査役に対して直接報告することができる。
③ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告する。
④ 当社の監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底することに努める。

(8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 社長と監査役の定期的な意見交換会を実施する。
② 内部監査部は、監査役との間で各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議、意見交換する等密接な情報交換及び連携を図る。
③ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、独自に弁護士・公認会計士等の外部の専門家を起用することができる。
④ 監査役がその職務の執行について、費用の前払等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方については、「企業行動基準」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する旨を明記し、周知徹底のため全従業員に携行させると共に当社ウェブサイトにて開示しております。また、「内部統制システム構築の基本方針」においても、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、これらからの不当要求に対して警察・弁護士等の外部専門機関と連携の上、毅然と対応する旨を定めております。

その整備状況につきましては、「反社会的勢力排除規程」及び「コンプライアンスプログラム」において、反社会的勢力に関する対応部署や対応方法、外部専門家への相談窓口等を定めております。また、定期的な講習会や講演会への参加及び所轄警察署や近隣企業と情報交換等、反社会的勢力の動向に関する情報に基づいて反社会的勢力による被害防止の対策、社員教育を行っております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

・定例取締役会を原則毎月１回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度につきましては取締役会を17回開催いたしております。

(2) コンプライアンス

・コンプライアンスプログラム及び期初に定めた年間計画に基づき、入社時研修に加え、全使用人を対象とした研修を実施いたしております。「コンプライアンス強化月間」を定め、コンプライアンス宣言書への署名等を行っております。また、内部通報制度について、コンプライアンス委員会で適切に運用されていることを確認するとともに、ポスターの掲示等による「ホットライン窓口」の周知活動を行っております。

(3) 内部監査

・内部監査計画に基づき、内部監査部は監査を実施し、監査の結果について、随時、社長及び常勤監査役に報告するとともに、定期的に取締役会及び監査役会に報告いたしております。

(4) リスクマネジメント

・「経営レビュー制度」に基づき、リスク管理体制の有効性を取締役会に報告いたしております。

(5) 子会社管理体制

・子会社の経営管理について、関係会社管理規程を定め、子会社から事前の承認及び報告を受ける体制を整えております。

(6) 監査役の職務執行

・定例監査役会を原則毎月１回、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、当事業年度につきましては監査役会を14回開催いたしております。また、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務執行の適正性を監査しております。

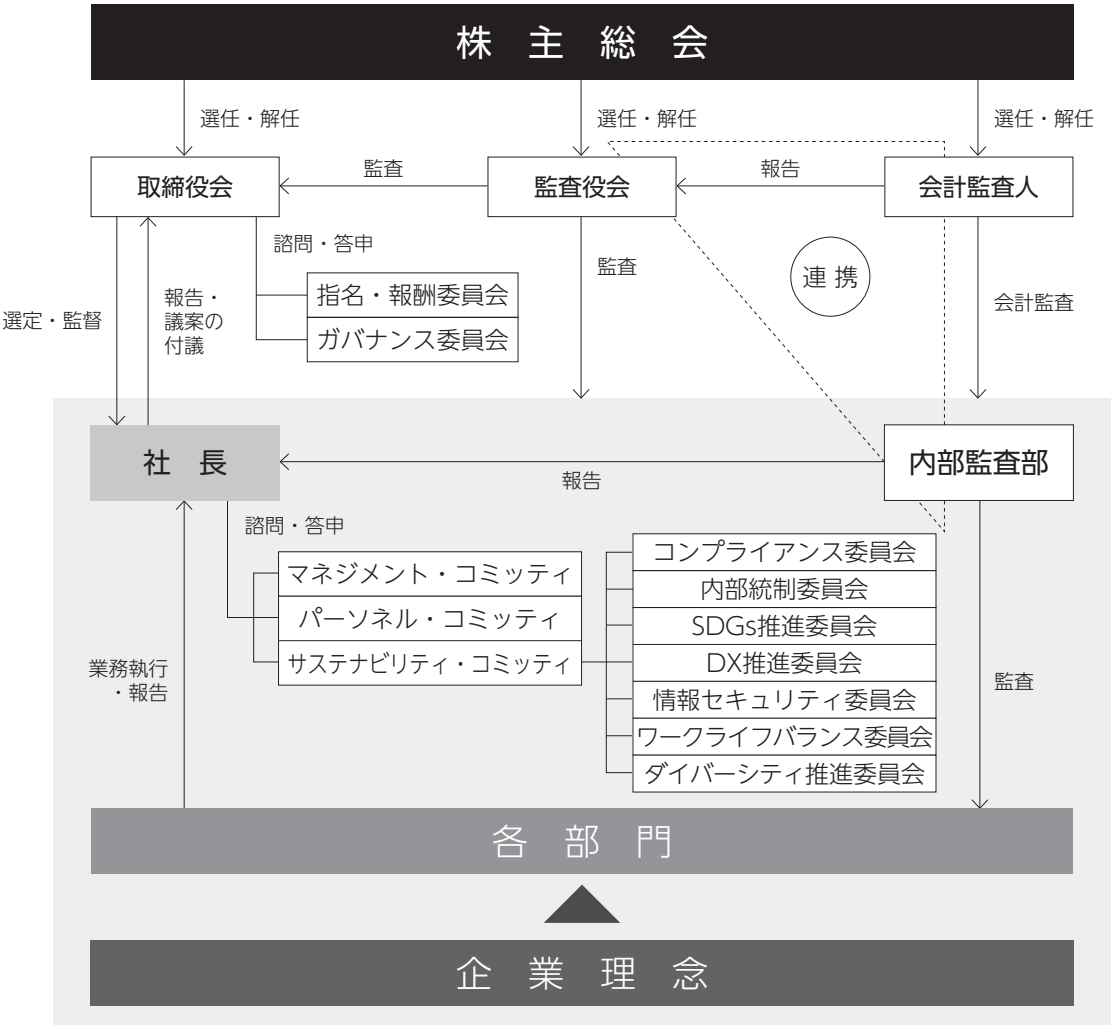
(7) 監査役の監査の実効性の確保

・監査役は取締役会に出席するとともに、社長、取締役、会計監査人及び内部監査部と定期的に情報交換を行うことで、監査の実効性の向上を図っております。

取締役会実効性評価の概要

当社では、コーポレート・ガバナンスの継続的改善として、取締役会の実効性を高める取組みが重要であると考えております。この取組みの一環として、原則年１回、かかる実効性評価を実施することとしております。実効性の評価プロセスとして、取締役会の任意の諮問機関であり独立社外取締役が委員長を務めるガバナンス委員会が中心となり、取締役会の実効性評価を行い、取締役会においてその内容について検討・確認を行っております。

■ コーポレート・ガバナンス体制



（注）2022年４月27日に取締役会の任意の諮問委員会として、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行うことを目的とした「特別委員会」を設置いたしました。

当社では、取締役会の統治機能の更なる充実のため、任意の諮問機関として、指名・報酬委員会及びガバナンス委員会を設置しております。主な審議項目及び構成については以下のとおりであります。

指名・報酬委員会

主な審議項目：

・取締役会の構成
・取締役・監査役候補者及び執行役員の指名（選任）基準とプロセス
・後継者計画
・取締役及び執行役員の報酬制度の設計
・取締役報酬

ガバナンス委員会

主な審議項目：

・ガバナンスの基本方針
・取締役会の実効性評価
・トレーニング方針
・利益相反取引

■ 各委員会の構成

2022年３月31日現在

地　位	氏　名	指名・報酬委員会	ガバナンス委員会
取締役会長	井上裕雄		
代表取締役社長	直田宏	◎	□
取締役	目時利一郎		
取締役	中田伸治		□
取締役（非常勤）	梶原浩	□	□
社外取締役（独立）	細井一雄	□	◎
社外取締役（独立）	川内由加	□	□
社外取締役（独立）	新野和幸	□	□
常勤監査役	乙村高利		
監査役（非常勤）	芝地光太		
社外監査役（独立）	吉田修己		□
社外監査役（独立）	辻あかね		

（注）◎ 委員長　□ 委員

（注）１．本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
２．記載金額には、消費税等は含まれておりません。
３．2022年４月27日に取締役会の任意の諮問委員会として、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行うことを目的とした「特別委員会」を設置いたしました。
４．取締役井上裕雄氏は、2022年３月31日に取締役を辞任により退任し、2022年４月１日に当社顧問に就任いたしました。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科　目	第25期 2022年3月31日現在	(ご参考) 第24期 2021年3月31日現在
資産の部		
流動資産	**83,028**	**85,914**
現金及び預金	21,425	21,550
売掛金	27,996	29,038
商品及び製品	6,437	6,295
原材料及び貯蔵品	52	62
前払費用	927	1,056
未収入金	26,065	27,788
預け金	117	114
その他	12	12
貸倒引当金	△6	△5
固定資産	**17,936**	**19,401**
有形固定資産	**3,979**	**4,014**
建物	2,373	2,410
構築物	201	221
機械及び装置	4	4
工具、器具及び備品	1,341	1,253
土地	52	52
リース資産	7	2
建設仮勘定	0	69
無形固定資産	**8,683**	**9,410**
のれん	1,183	1,306
ソフトウエア	518	426
ソフトウエア仮勘定	23	15
キャリアショップ運営権	6,949	7,654
その他	8	8
投資その他の資産	**5,274**	**5,976**
投資有価証券	213	217
関係会社株式	13	13
長期前払費用	118	178
繰延税金資産	850	1,805
敷金及び保証金	4,032	3,637
その他	81	162
貸倒引当金	△35	△39
資産合計	**100,965**	**105,315**

科　目	第25期 2022年3月31日現在	(ご参考) 第24期 2021年3月31日現在
負債の部		
流動負債	**41,848**	**47,583**
買掛金	15,391	14,756
未払代理店手数料	6,757	6,370
未払金	13,154	14,505
未払費用	3,103	3,267
未払法人税等	275	2,022
未払消費税等	325	876
前受金	27	49
預り金	825	804
賞与引当金	1,852	4,829
役員賞与引当金	5	81
リース債務	1	0
その他	126	18
固定負債	**5,491**	**6,591**
退職給付引当金	3,178	5,894
資産除去債務	624	595
リース債務	5	1
その他	1,682	100
負債合計	**47,339**	**54,174**
純資産の部		
株主資本	**53,624**	**51,138**
資本金	**2,778**	**2,778**
資本剰余金	**585**	**585**
資本準備金	580	580
その他資本剰余金	4	4
利益剰余金	**50,260**	**47,774**
利益準備金	113	113
その他利益剰余金	50,147	47,660
別途積立金	2,469	2,469
繰越利益剰余金	47,677	45,190
自己株式	**△0**	**△0**
評価・換算差額等	**0**	**2**
その他有価証券評価差額金	0	2
純資産合計	**53,625**	**51,140**
負債・純資産合計	**100,965**	**105,315**

損益計算書

(単位：百万円)

科　目	第25期 自　2021年4月　1日 至　2022年3月　31日	(ご参考)第24期 自　2020年4月　1日 至　2021年3月　31日
売上高	**193,247**	**188,795**
商品売上高	120,934	115,402
手数料収入	72,312	73,393
売上原価	**141,729**	**135,788**
商品期首棚卸高	6,295	4,922
当期商品仕入高	116,494	111,993
合計	122,789	116,916
商品期末棚卸高	6,470	6,136
商品評価損	13	△158
商品売上原価合計	116,333	110,621
代理店手数料	25,396	25,166
売上総利益	**51,518**	**53,007**
販売費及び一般管理費	**43,445**	**42,331**
営業利益	**8,072**	**10,676**
営業外収益	**137**	**455**
受取利息	0	0
受取配当金	0	0
店舗移転等支援金収入	58	146
雇用調整助成金	−	259
保険解約返戻金	31	−
その他	47	48
営業外費用	**7**	**56**
支払利息	0	0
固定資産除売却損	−	11
契約解約損	0	35
投資事業組合運用損	1	4
その他	5	4
経常利益	**8,202**	**11,075**
特別利益	**769**	**25**
固定資産売却益	−	24
投資有価証券売却益	46	−
移転補償金	430	−
退職給付制度改定益	280	−
その他	13	0
特別損失	**599**	**268**
本社移転費用	167	−
店舗閉鎖損失	139	36
固定資産除売却損	35	43
減損損失	257	181
その他	−	5
税引前当期純利益	**8,373**	**10,832**
法人税等	**2,755**	**3,296**
法人税、住民税及び事業税	1,794	3,672
法人税等調整額	960	△375
当期純利益	**5,618**	**7,536**

株主資本等変動計算書（自 2021年4月1日　至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金
当期首残高	2,778	580	4	585	113	2,469
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－
当期末残高	2,778	580	4	585	113	2,469

（単位：百万円）

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	45,190	47,774	△0	51,138	2	51,140
当期変動額						
剰余金の配当	△3,131	△3,131		△3,131		△3,131
当期純利益	5,618	5,618		5,618		5,618
自己株式の取得			△0	△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△2	△2
当期変動額合計	2,486	2,486	△0	2,486	△2	2,484
当期末残高	47,677	50,260	△0	53,624	0	53,625

監査報告書

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

コネクシオ株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　中　安　　正　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　服　部　　理　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第1号の規定に基づき、コネクシオ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

監査報告書

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月16日

コネクシオ株式会社　監査役会
常勤監査役　乙　村　高　利　㊞
社外監査役　吉　田　修　己　㊞
社外監査役　辻　　あかね　㊞
監　査　役　芝　地　光　太　㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

日　時　2022年６月22日（水曜日）午前10時30分（受付開始：午前10時）

会　場　**トラストシティ　カンファレンス・神谷町**

東京都港区虎ノ門四丁目１番１号　神谷町トラストタワー２階

交通のご案内　東京メトロ日比谷線　神谷町駅　直結

メトロシティ神谷町（4a/4b方面）を経由、東京ワールドゲート連絡通路直結



◎当会場には、駐車場の用意はございませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

◎当日は、節電等のため、当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

コネクシオ株式会社

VEGETABLE OIL INK
FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。